

札幌映像撮影コーディネーター認定講習会 Q&A

Q.1 札幌映像撮影コーディネーターとは何ですか？

A. ロケーション撮影時における安全の確保や法令の遵守、並びに関係機関との調整等に関する一定の知識・技能・経験を有する者を講習会の受講をもって札幌市長が認定する制度です。
具体的には、安全かつ法令を遵守した撮影が行われるよう撮影計画立案時に参画する方、撮影中に安全確保や法令遵守を担当し、撮影責任者を補佐するような役割を担う方、関係機関との各種連絡調整（許可申請に必要な事前相談や許可申請手続き等）を担当する方が対象と想定しています。

Q.2 認定期間はありますか？

A. 認定証の有効期限は発行日から2年経過した年の12月31日です。そのため、本講習会で認定された場合、令和7年12月31日が有効期限です。

Q.3 講習会の申込みはどのように行うのですか？

A. 郵送もしくはご持参での申込みができます。必要書類を下記住所まで郵送またはご持参ください。

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課

TEL:011-817-5711

※受付時間:平日 9:00~17:00(土・日曜日及び祝日は受付しません)

Q.4 講習会当日は何を持っていけばよいでしょうか？

A. 筆記用具をお持ちください。

Q.5 講習会会場には車で行ってもよいでしょうか？

A. 有料駐車場がありますが、駐車スペースが限られておりますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

Q.6 受講決定について、何か連絡がくるのでしょうか？

A. 提出された書類を当財団で審査し、講習会を受講できない場合のみ連絡いたします。

Q.7 申込書に記載する連絡先の電話番号やメールアドレスは、会社のもので構わないでしょうか？

A. 特に制限はありませんので、会社の電話番号、メールアドレスで構いません。

Q.8 申込書に記載するメールアドレスはフリーメールでも構わないでしょうか？

A. 特に制限はありませんが、メールボックスの有効期限切れ等により利用できなくなる可能性がありますので、なるべく避けてください。

Q.9 申込書等に押印する印鑑(申請者本人)は実印を使用しなければいけませんか？

A. 認印で構いません。

Q.10 推薦状に押印する印鑑(法人代表者)は実印を使用しなければいけませんか？

A. 実印でなくても構いませんが、社名のみ印鑑など、法人代表者の方が使用する印鑑と判断できない印鑑については、原則使用できません。

Q.11 行政書士や代理人が書類を提出する場合、委任状は必要ですか？

A. 必要ありません。

Q.12 市区町村税の納税証明書は、何の税目が必要になりますか？

A. 課税されているすべての税目が必要です。

Q.13 道税の納税証明書は必要ですか？

A. 不要です。

Q.14 納税義務がない場合でも納税証明書は必要ですか？

A. 札幌市税については、納税義務がない場合でも納税証明書が発行されます。
札幌市以外の市区町村税で証明書を発行できないと言われた場合は、その旨のメモを添付して必要書類を提出してください。別途当財団で確認いたします。

Q.15 やむを得ず遅刻や途中退席等をした場合はどうなりますか？

A. 原則として、全ての講義を受講していただくことが必要です。遅刻や途中退席等をされた場合は、すべての講義を修了したものと認めないことがありますので、ご了承ください。

Q.16 納税証明書は会社と個人のどちらを提出すればよいのでしょうか？また、年度はいつのものを提出すればよいのでしょうか？

A. 申請者ご本人のもので最新年度の納税証明書を提出してください。

Q.17 受講に費用はかかりますか？

A. 受講料は無料ですが、会場までの交通費・昼食代については自己負担となります。

Q.18 提出書類が到着したかどうか確認したいのですが。

A. 提出書類の到着等のお問い合わせには原則お答えできません。到着したかどうかを確認したい場合は、配達証明等をご利用ください。

Q.19 提出した書類は返却してもらえるのでしょうか？

A. 返却できません。

Q.20 現在フリーで、TV局に在籍しているのですが受講資格はありますか？

A. 映像関係の仕事について、5年以上の経験があれば受講資格を満たしています。